平成２３年（フ）第４５号
兵庫県西脇市和布町190―19―10号、住民票上の住所兵庫県丹波市山南町坂尻214番地１
債務者　高杉　美咲
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県小野市神明町692番地　フェリスカーザ201号
債務者　久保　和江
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１２８号
北海道室蘭市沢町10番27号
債務者　松橋　浩幸
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６１１号
大阪府岸和田市吉井町３丁目16番７号
債務者　川端　　巖
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７９号
大阪府岸和田市北町14番19―208号
債務者　中川　一浩（旧姓渡瀬）
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
大阪府和泉市三林町1173番地
債務者　西　　國弘
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２０号
大阪府和泉市鶴山台１丁目23番２号
債務者　呉林　了子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
大阪府岸和田市吉井町１丁目22番12号
債務者　伊藤　光江
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
大阪府岸和田市八田町382番地の７
債務者　中矢美佐子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３６号
大阪府和泉市池上町373番地
債務者　原田タイルこと　原田　富明
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３７号
大阪府泉南市樽井３―１―13　レイール泉南205号、住民票上の住所大阪府泉南市信達市場1692番地の２
債務者　武市　道博
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４４号
大阪府泉佐野市南中安松1187番地の３
債務者　安部　勝枝
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４７号
大阪府貝塚市橋本58番地２ハイツ山本Ｄ―103号
債務者　田中　健司
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５０号
大阪府泉大津市二田町３丁目４番42―305号
債務者　野口　秀幸
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５２号
大阪府和泉市小田町586番地の１―２―1202、前住所大阪府和泉市伯太町１丁目13番７―1105号
債務者　ＣＵＴ・Ｇｒａｚｉｅこと　戸田　光治
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５７号
大阪府岸和田市小松里町615番地
債務者　三本　松美
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７６１号
大阪府和泉市富秋町３丁目８番37―206号
債務者　谷　　順子（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係